



広
報

2016. 6 No. 123



あびら

表紙 餅まきで盛大に「農産物直売所オープン」
(5月28日あびら交流センター)

特集 道の駅の完成予想図をお知らせ！ 2頁

目次

安平町行政組織と職員紹介	4 頁	平成 27 年度下半期の財政状況	18 頁
ひと月のアルバム	11 頁	安平・厚真行政事務組合のページ	19 頁
あびら回顧録 (平成 18 年 6 月号)	12 頁	高齢者向け給付金について	20 頁
サークル紹介	13 頁	安平町介護保険料のお知らせ	21 頁
新しい総合計画の策定に向けて		後期高齢者医療広域連合のページ	22 頁
あびらチャンネル 新企画 突撃タハラの珍道中!	14 頁	お知らせ	24 頁
安平町施設巡り Vol. 2	15 頁	休日当番病院	26 頁
こんにちは 保健師です㊦	16 頁	戸籍の窓口から	27 頁
追分高校です㊧	17 頁	元気に大きくな～れ!	28 頁



安平町フェイスブック公式ページ
<https://www.facebook.com/town.abira>



道の駅の完成予想図をお知らせ！

～まちの魅力を集結した道の駅の概要～



【道の駅 完成予想図】

町では、観光・交流による地域活性化をはかるため「回遊・交流ステーション形成事業」に取り組んでおり、安平町全体を1つの観光施設と見立て、町の魅力や資源、観光スポットを有機的に結びつけながら、来訪者の回遊性を高め、交流人口の拡大をはかることを目的としています。

今回、そのうち追分地区の拠点となる道の駅についてお知らせします。

私たちが住む安平町には、時間をかけて先人が育んできた「農産品」「特産品」「歴史・文化」「風景」など、他にはない地域の『強み』が多数あり、これらはこの町に住む多くの「人」によって支えられています。

これらの『強み』は、人を集客するだけの潜在能力がありますが、地域に分散しているため、新千歳空港や苫小牧港などの北海道の玄関口や札幌エリア等の都市圏に隣接していながら、その力を十分に活かしきれていない状況にあります。

建設する道の駅では、地域の『強み』である質の良い農産品や特産品、歴史・文化、そしてこれらを支える人の力をこの場所（ステーション）に集結させて、相乗効果によって更に価値を高め、町内外の人々との交流・つながりを生み出し、町全体の活性化を目指します。

4つのステーション機能

食の魅力発信ステーション機能

町内の農畜産品や加工品をはじめとした優れた特産品を集結させて、PR強化と販路拡大をはかります。

交流促進ステーション機能

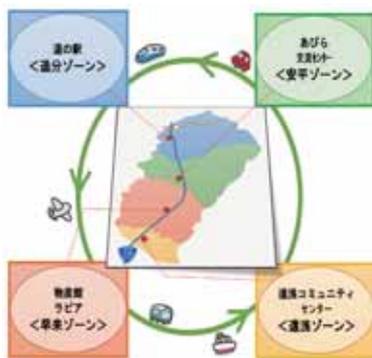
町民と町外からの来訪者を集結させて、都市と農村の交流を促します。

観光情報ステーション機能

季節に応じた観光ルートや施設情報等を集結させて、来訪者へ効果的に発信し、町全体への回遊を促します。

文化・歴史ステーション機能

全国有数の保存状態を誇るS



L車両や歴史文化に関する貴重な資料と映像を集結させて、来訪者の地域理解につなげます。

道の駅に開設するコーナー

①無料休憩コーナー 来館者が快適にゆつくりと利用できるよう、充実した休憩空間を確保します。また、一部スペースには

昭和中期の駅舎を再現し、SLが活躍した時代の懐かしい雰囲気を出します。

②SL車庫「D51・320」型蒸気機関車をはじめ、現在鉄道資料館に展示している資料を移設し、町の発展を支えた鉄道文化を後世に伝えます。また、車庫内にはピットを設け、SLの車両を下から見学できる造りとしています。

③テイクアウトコーナー 地場産品を活用した当地ならではの軽食やスナック類、ドリンク等を提供します。

④ベーカーリーコーナー 来訪者の需要が高いパン類を販売するコーナーを設けます。人気度の高い一般商品のほか、町の特産品をトッピングしたオリジナル商品のメニュー化を目指します。

⑤特産品販売コーナー チーズや菓子類、農産物加工品や食肉加工品など、町の特産品を幅広く揃え、来館者へ地場産品をPR販売します。

⑥農産物直売所 町内で生産される新鮮な農畜産品を販売します。なお、夏期は直売所での販売を、冬期は道の駅本体施設での販売を想定しています。

これまでの経緯と集約した意見

経緯

実施設計の完了までに、次のとおり町民の皆さんとの意見交換や説明会を開催

年/月	項目	内容
26.11	『あびら夢・未来 100 人町民フォーラム』開催	「地域を豊かにする魅力ある道の駅にするために（地域活性化に必要な道の駅を考える）」をテーマに、町民参加による意見交換を目的としたフォーラムを開催。
27.3	道の駅「基本設計」完了	敷地に対する建物の配置、間取り、外観、面積、概算工事費など、道の駅全般のイメージがまとまる。
27.5	重要施策説明会（全 10 回）	基本設計の内容を元に、町民の皆さんへ道の駅の概要説明を行う。（4 地区で全 10 回）
27.6	重要施策説明会（全 2 回）	基本設計の内容と上記説明会の質問事項を踏まえ、町民の皆さんへの説明を行う。（2 地区で全 2 回）
27.8	道の駅「実施設計」業務開始	基本設計を元に、実施設計業務に着手。
27.8 ～ 12	道の駅検討部会での協議	道の駅検討部会として、分野ごとに「販売部会」「デザイン部会」「農産物直売所部会」「鉄道部会」を発足。各部会とも、町民や役場職員でメンバーを構成して意見交換を行い、協議結果を実施設計に反映させる。
28.3	道の駅「実施設計」完了	完成予想図や平面図等の各種図面が完成。

意見

意見交換会や検討会での意見や提案、協議結果を可能な限り実施設計に反映

会議名・開催時期	協議・意見交換した内容	設計に反映させた項目
『あびら夢・未来 100 人町民フォーラム』 〔H26.11 月〕	◇高齢者と町民にとって安らしいくつろげる交流空間を整備する ◇「町内の名所や安平の四季」等の大型パネルを使った情報コーナーを整備する ほか	○一部スペースに昭和時代の駅舎を再現しながら、休憩空間を充実 ○観光スポットや特産品、文化歴史等を発信するパネルのほか、動画放映のためのモニターを設置
道の駅検討部会 「販売・デザイン部会」 〔H27.8 月～ 11 月（全 3 回）〕	◇テイクアウトコーナー等での販売商品について ◇施設周りの活用方法について ほか	○季節に応じた地場産品を活用したメニューを想定し、厨房を設計 ○来訪者の休憩機能やイベントでの活用を想定し、スペースを確保
道の駅検討部会 「農産物直売所部会」 〔H27.8 月～ 12 月（全 4 回）〕	◇農産物直売所施設に必要な機能について ◇商品を納入する上での配慮点について ほか	○水まわりの設備や販売管理システム等、必要な機能を設計に反映 ○搬入車両巡回場所や倉庫スペースの容量に配慮し、設計
道の駅検討部会 「鉄道部会」 〔H27.9 月～ 12 月（全 3 回）〕	◇プレートや写真等の鉄道資料の展示方法について ◇SL 牽引車稼働時の安全性について ほか	○SL 車庫内壁面を展示スペースとして活用できるよう設計 ○SL 車庫後部にシャッターを設け、壁面衝突を防ぐ造りとした



【オープンまでの流れ】

- ・ H29 建設工事 1 年目（基礎工事）
- ・ H30 建設工事 2 年目（外構、内部工事、SL 移設 ほか）
- ・ H31 春オープン予定

今後の協議内容

今年度は、2つの点に重点を置いて協議を進めていく予定です。

(1) **運営体制に関する協議**：町内の回遊・交流の促進策とともに、道の駅の運営手法・体制の協議を行う場として「回遊・交流戦略検討会」を設置し、関係団体の皆さんにもご参加いただきたいながら、道内道の駅の運営事例等を参考に、当町の道の駅にとって相応しい運営手法と体制を検討していきます。

(2) **安全対策に関する協議**：周辺道路や駐車場内の安全対策に万全を期すため、北海道警察本部や北海道開発局室蘭開発建設部との協議を重ねていきます。

役場行政組織と職員を紹介します



教育長
豊島 滋
(追分公民館)



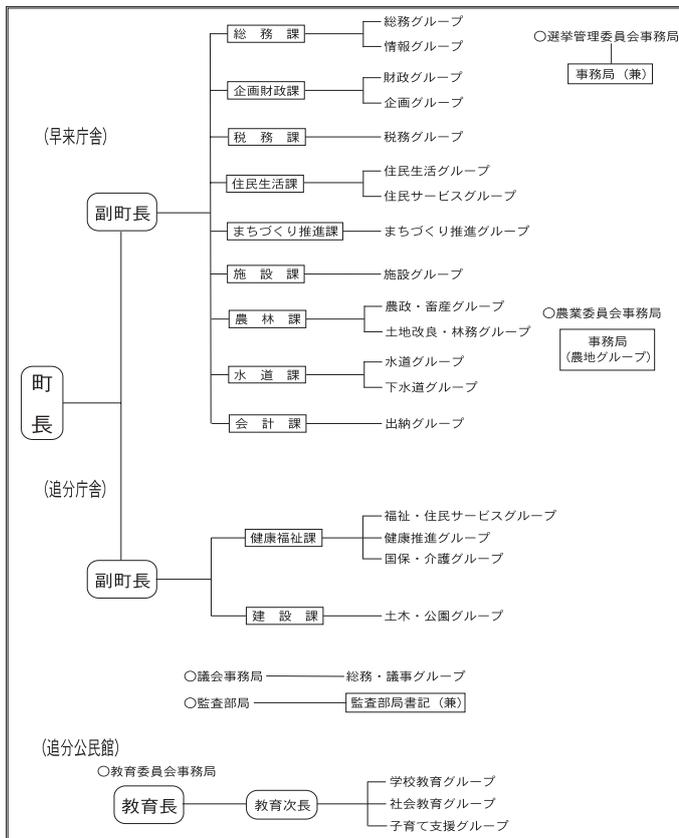
副町長
森下 茂
(追分庁舎)



副町長
村井克彦
(早来庁舎)



町長
瀧 孝
(早来庁舎：月・水・金)
(追分庁舎：火・木)



安平町には、町長をはじめ名の職員が在籍しています。

各課各グループに配属された職員と担当する業務を紹介しますので、役場にお問い合わせの際は、参考にしてください。

(安平町行政組織及び職員名簿を参考に作成しています。)



早来庁舎

総務課

※選挙管理委員会事務局

総務グループ

町の記念行事に関すること、行政相談・手続、条例等の制定、情報公開、職員の人事及び給与、秘書業務、公用車及び町バスの運行管理など

課長 田中一省

課長補佐 村上純一

主幹 小板橋憲仁

主幹 高橋美里

主査 田口純徳

主事 板垣光彦

主事 佐藤好和

情報グループ

情報管理、ホームページ、電子機器の保守点検、広報・広聴活動、統計調査、町史編さん業務、防災計画、災害救助・予防・対策、防犯など

主査 野村大輔
主幹 石山透
主幹 加藤光枝
課長補佐 池田恵司

主事 小林誠
主事 塩月達也
主事 田原雅典

派遣（総務課付）

北海道後期高齢者医療広域連合

学校法人リズム学園

一般社団法人あびら観光協会

安平町社会福祉協議会

主査 安田匠
主査保育士 小坂善朋
主査保育士 福田剛
主査保育士 武山奈々子
主査保育士 佐々木由香
主幹 柿澤博
課長 板倉孝一

企画財政課

財政グループ

財政計画、財政状況の作成・公表、資金計画、基金の管理、入札・契約など

主事 市村芳宏
主幹 野田暁
主幹 上田健司
課長補佐 佐々木英生

課長 木林直樹

企画グループ

重要施策の総合調整、要望請願、総合計画など

主事 笹山陽平
主査 高橋克年
主幹 畑田正宏
主幹 木村誠
課長補佐 岡康弘

税務課

税務グループ

町民税や固定資産税など税に関すること及び納税相談、原付・小型特殊自動車ナンバー交付、自動車臨時運行許可など

主幹 島山香織
主幹 島田英二
主幹 武山稔
課長補佐 菊地健

課長 長尾貢

主事 太細弘規
主幹 松尾仁
主幹 奥田浩司

住民生活課

課長
楽間孝次

住民生活グループ

一般廃棄物及び産業廃棄物、畜犬登録、墓地及び火葬場の使用管理のほか環境衛生に関する業務

課長補佐
紺屋裕司

主幹
村山竜太

主査
千葉幹雄

保健師長
杉田良子

住民サービスグループ

戸籍、住民登録（外国人登録）受付、住民票の写しや印鑑証明書等の各種証明書の交付、国民年金、国保、健康福祉、学校等の手続き業務

課長補佐
阿部充幸

主幹
白崎めぐみ

主幹
山口寛子

主査保健師
野村真理

主査
坂井智彰

まちづくり推進課

課長
高津均

まちづくり推進グループ

自治組織、住民との共同事業、イベント等観光業務、定住促進、商工労働、エネルギー対策、企業誘致など

課長補佐
渡邊匡人

主幹
阿部憲之

主幹
上岡敦

主幹
内藤貴之

主査
三浦和則

主査
横谷健

主事
根本弘美

主事
若本英雄

施設課

課長
川崎賢一

施設グループ

都市計画、地籍調査、屋外広告物、建設事業計画・建設確認申請、開発行為、町営・公営住宅に関する業務

課長補佐
佐々木智紀

主幹
瀧井真司

主幹
島山津与志

主査
澤田貴之

主事
谷山慎太郎

主事
太田光也

農林課

農政・畜産グループ
農業振興、畜産振興、新規就農支援、農業担い手育成など

課長 大井良司

課長補佐 山口 崇

主幹 有本周平

主幹 白崎大輔

主事 田村桃子

土地改良・林務グループ
土地改良事業、林業・緑化振興、鳥獣保護、有害鳥獣駆除、ダム関係など

課長補佐 森池和哉

主幹 佐々木 勉

主査 小笠原 剛

主査 藪中和博

主事 濱谷弘行

水道グループ
水道事業計画、簡易水道施設管理、水質管理、水道料金の賦課徴収など

課長 梅原祐一

課長補佐 伊藤富美雄

主幹 加藤公敏

主幹 北野浩次

主査 田畑正人

主事 米山翔介

下水道グループ
下水道事業計画、下水道建設工事、下水道施設管理など

課長補佐 蟹谷光宏

主幹 佐々木貴之

主幹 近藤直幸

農業委員会

農地グループ
農地法に基づく許認可ほか諸証明、農業者年金、農業後継者の育成など

局長 大木健一

主幹 佐藤慶一

会計課

出納グループ
町税や手数料の納付、支出負担行為の確認、決算事務など

課長 菊地保善

主事 柴田佳恵

主事 谷昇
追分庁舎勤務

安平・厚真
行政事務組合
生活廃棄物等の収集、処理及び再利用に関すること

局長 尾崎知己

主幹 小島和也

課長
大窪好己

統括参事
永桶憲義

福祉・住民サービスグループ

高齢者福祉計画に関すること、生活保護、母子・児童・社会福祉、民生児童委員、身体障害者に関する手続など
戸籍、住民登録・住民票写しや各種証明書の交付など

主幹
武田一倫

主幹
鈴木慎二

主幹
武田美香

課長補佐
下出佳史

主事
一町田繭子

主事
岡田雄一

主事
田中貴憲

健康推進グループ

予防接種・感染症予防等の保健事業及び啓発、救急医療
保健・栄養指導、母子保健、妊産婦指導、歯科衛生、乳幼児に関することなど

主幹
辻原宏枝

主幹
石塚一哉

主任保健師
小山晴子

課長補佐
伊藤幸廣

保健師
横尾祐衣

保健師
伊藤恵理華

主幹
高佳代子

国保・介護グループ

国民健康保険事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業のほか、各種医療費助成事業など

主幹
神谷健士郎

主幹
大石龍師

主幹
本多英紀

主幹
中村圭

課長補佐
秋田一篤

主事
阿部瑞己

保健師
寺井彩奈

主査
関根正人

主査
添谷育美

主幹
田畑喜美

課長
塩谷慎嗣

土木・公園グループ

道路・河川、橋の新設改良、公共土木施設の災害復旧事業、町道の維持管理、公園の管理、除雪に関することなど

課長補佐
熊谷泰裕

主幹
鈴木克幸

主幹
谷内俊尋

主幹
本多義治

主査
稲井 勝

主査
橋本耕太

主事
八田竜太郎

議会事務局

※監査部局

局長
小川誠一

総務・議事グループ

議会、委員会の運営、議会議録の作成、請願・陳情の処理など

主幹
三好章雄

主事
寺西富美男
(監査部局)

役場追分庁舎がぬくもりセンターへ移転しました

公共施設の再配置による児童福祉複合施設の建設工事に伴い、役場追分庁舎がぬくもりセンターへ移転し、健康福祉課と建設課がぬくもりセンターで業務を行い、議会事務局は早来町民センターに仮移転し、業務を行うこととなりましたのでお知らせします。

なお、7月から早来庁舎の増改築工事が行われますが、公用車の車庫や隣接する施設

の解体工事が行われるとともに、増築庁舎や車庫棟の建設工事、現早来庁舎の改修工事が順次行われ、庁舎前の駐車場の一部が使用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

早来庁舎前の駐車場に駐車できない場合は、庁舎裏の駐車場が研修センター前の駐車場をご利用ください。

問合せ 総務課総務グループ
☎22511

移転（仮移転）先・電話番号

【健康福祉課・建設課】

移転先 ぬくもりセンターへ

電話番号 変更ありません

健康福祉課

福祉・住民サービスグループ ☎252411

健康推進グループ ☎252425

国保・介護グループ ☎254555

建設課

土木・公園グループ ☎252496

※ぬくもりの湯入口からは入れませんので、JR追分駅側の入口からお入りください

【議会事務局】

仮移転先 早来町民センター3階

電話番号 ☎262700 / FAX262701

※6月定例町議会から早来町民センター3階中集会室で開催されます。

教育次長
及川秀一郎

統括参事
長尾美紀

学校教育グループ

教職員の人事、各幼保・小中学校の入学
等手続、就学支援、学校給食、スクール
バスの運営・運行管理、追分高等学校存
続支援など
学校関係や社会教育、子育て支援に係る
施設管理

社会教育グループ

生涯学習、文化財の保護、青少年健全
育成、スポーツ団体の育成、社会教育・
体育施設の運営管理

子育て支援グループ

子育て支援事業、子どもの発達支援事業、
少子化対策推進・児童虐待の抑制、町内
幼稚園・保育園の入園等の手続、児童館・
放課後児童保育所の運営など

課長補佐
中島国博

主事
白鳥 歩

課長補佐
木林一雄

課長補佐
宮越 仁

主 査
宮浦優作

主 幹
大矢陽子

主任技士
土田和良

主 事
石丸 学

主 幹
前田 繁

主 査
菊地喜久男

主 査
三上泰明

主 幹
伊藤紀代美

主 査
大塚洋史

主 事
水上俊一

主 査
熊谷太一

主 事
工藤真愛

主 査
藪中 綾

(学校給食センター)

課長補佐
谷村英俊

主 事
皆嶋佳那子

主 事
中崎 凌

主 事
大橋祐翔

5月のどきどき

福祉用具を

送り続けて15年

あかね自治会の高齢者が加入するあかね生き生きクラブでは、会員が空き缶や古新聞などを回収、売却した収益金で車いすなどの福祉用具に交換し福祉施設に寄贈してきました。その活動が今年で15年目。5月8日、レストラン柴楽で車いすの贈呈式が行われ、今年はいサービセンターに届けられました。



甘い

アサヒメロン初出荷

5月9日、安平町の特産品「アサヒメロン」の初出荷が安平町野菜集出荷場で行われました。

生産者は、追分アサヒメロン組合の林出一樹さん、稲井義勝さん、二又哲雄さんの3名。計25箱が出荷され、翌日10日の札幌市中央卸売市場の初セリでは、15万円（1箱5玉入り「秀」ランク）で取引されました。

地域で守る尊い命

5月13日、下校する児童が安全に帰宅できるようにと地域で活動を行う子どもサポーター隊の活動が今年も始まりました。追分地区では5月から10月まで通学路の交差点に立ち、子どもたちを見守ります。早来地区でも同様に、通学路で児童・生徒を見守るサポーター隊が活動します。

サポーター隊の皆さんには、「こんにちは」と元氣よく挨拶をする子どもたちの声が何よりの活力ですね。



一般社団法人

あびら観光協会設立

安平町観光協会は、平成20年に両地区それぞれの観光協会が合併して以降、任意団体として活動してきましたが、本年4月1日、一般社団法人として設立されました。これにより、資金の借入や旅行業への登録などが可能となることから、町の観光分野の発展が期待されます。

第1回目総会は、5月26日に開催され、平成28年度の事業計画や収支予算が採択されました。

恒例 遠浅小学校で田植え

5月24日、毎年恒例となった遠浅小学校（全校生徒47名）の田植え体験が行われました。この田植えは、阿部修一さん（早来新栄）の田んぼの一部を借りて行われており、今年でなんと24年目。

新1年生も阿部さんや上級生の指導を受けながら、全校児童が協力して取組む様子が伺えました。田植えを終えた児童は、「上手に植えられて楽しかった」と満面の笑みで感想を話してくれました。



写真提供：苫小牧民報社

こんな活動しています サークル紹介

琴和会

連絡先 倉田 久美子 代表
☎ 3438

今回紹介するのは、木村流大正琴「琴和会」の皆さんです。青葉会館での練習の様子を取材させてもらいました。クラブは昭和63年から活動を開始。現在は、出水幸子先生の指導のもと65歳から90歳までの4名で楽しく練習に励んでいます。

日々の練習は、演奏技術の上達を目指すのももちろん、メンバー同士仲良く親睦を深める場にもなっているそうです。大正琴を披露する場所は多岐にわたり、年2回行われる大会をはじめ、追分地区の文化祭、老人ホームへの慰問演奏などを通じて、日頃の練習の成果を披露しています。大正琴についてをメンバー



に伺うと、「年齢や性別を気にすることなく、楽しめる」、「綺麗な音色が心に癒しを与えてくれる」と魅力を話してくれました。

何歳からでも始められるという大正琴。皆さんも綺麗な音色を奏でてみませんか？

◆未経験者も大歓迎！

琴和会では大正琴と一緒に楽しめる仲間を募集しています。経験の有無は問いません。初心者の方にも、丁寧に指導しますのでぜひ一度、見学に来てみませんか？

皆さんのお越しをお待ちしています。

活動日時 毎週火曜日

13時～15時

場所 青葉会館

新しい総合計画の策定に向けて～町民と行政の協働で描く ABIRA の未来

広報あびら1月号で紹介しました新しい総合計画の策定に向けて、町民アンケートをはじめ、2月には「あびら夢・未来100人フォーラム」を開催、5月には「各種団体との意見交換会」などを開催しました。

6月からは、安平町の将来像や各分野別の基本目標などについて、「町民まちづくり会議」で話し合いながら、総合計画の素案づくりを進めていく予定としています。

総合計画の策定状況については、随時広報やホームページでお知らせします。



↑あびら夢・未来100人フォーラム参加者
←団体との意見交換会



◇安平町まちづくり基本条例と安平町総合計画について

平成26年12月に施行された安平町まちづくり基本条例は、行政・町民・議会がそれぞれの役割を担いながら、全ての町民が参画した「まちづくり」を進めるためのルールを規定したものです。

数多くある安平町条例の中で最高規範に位置づけられた安平町の「憲法」的な存在であり、今回策定する安平町総合計画については、この安平町まちづくり基本条例に基づき、より多くの町民の皆さんに参画いただきながら計画づくりを進めています。

- ・第2次安平町総合計画 専用ページ [http://www.town.abira.lg.jp/town_04_2.php]
- ・安平町まちづくり基本条例 専用ページ [<http://www.town.abira.lg.jp/machi.php>]



私タハラが
突撃します！

あびらチャンネル新企画！

突撃タハラの新道中！

～みなさんの元へお邪魔します！～



総務課情報グループ所属
田原雅典 室長

スター☆タハラの誕生！

タハラとしていくつもの取材を重ねてきたことが功を奏し、名乗ることなく「あっ！タハラだ！」と声をかけられるようになりました。

5月下旬に行った珍道中の撮影終了後には、「サインちょうだい！」と小学生の思わぬ要求に動揺しつつ、まんざらでもない顔で応えるタハラ。大事に保管してもらえるところを願うばかり…。

番外編も作成中！

5月某日。タハラの耳に、町民からの驚きの情報が舞い込んだ。その情報とは、「安平町に天然記念物のタンチョウが飛来した」というもの。話を受けてすぐに現場へ向かうタハラ。果たしてタンチョウに出会えたのか？
編集完了次第お披露目したいと思いますので、しばしお待ちください！

タハラの子想を裏切る突撃！

指令を受け取るころからスタートした珍道中第3弾（5月16日～6月15日放送）。突撃先が『はやきた子ども園』であることを告げられたタハラは、「先生」として突撃すると勘違い。実際に体験するのは「園児」。子どもたちに混ざり園生活をするものであった。

果たして、子どもたちとうまく交流できたのか…。

タハラ自ら突撃先決定！

6月1日から放送を開始した第4弾はタハラ提案のもと、町内9つの菜の花スポットを巡ります。タハラ流の菜の花の楽しみ方を皆さんにお届けします。



「七色のナナちゃん」とはいったい何なのか！？
（6月1日から30日まで放送）



突撃タハラの新道中
はやきた子ども園編（6月15日まで放送中）

タハラのお部屋～突撃を振り返って～

第3弾では、「園児体験」ということで、はやきた子ども園に突撃してきました！抜群の溶け込み方をしていたかと思いますが、ご覧になった方はどう感じましたか？タハラ自身は“突撃大成功”だと思っています♪

第4弾は、菜の花が見頃を迎えたと聞き、いてもたってもいられず急遽「菜の花畑巡り」を敢行しました♪

いつもは小林カメラマンに仕掛けられてばかりだったので、今回は私タハラから突撃を要請したんです！

菜の花畑があまりにも素敵だったので、各スポットでキャッチフレーズをつけちゃいました♪そんなところも注意しながら第4弾をお楽しみください！

YouTubeで公開中

突撃タハラの新道中は、動画共有サイト「YouTube（ユーチューブ）」でも公開しています。

YouTube内で「突撃タハラ」と検索すれば出てくるので、ぜひご覧ください♪



突撃タハラの新道中の「はやきた子ども園編」は、こちらからご覧いただけます！



はやきた
子ども園編



5月号から始まった「安平町施設巡り」では、町内の公共施設を紹介しています。
2回目に紹介する施設は、平成14年に温浴施設と福祉施設として建設された「ぬくもりセンター」です。
庁舎の一元化に向けて、施設内の一部に役場機能を設けましたが、町民の方も利用できるスペースについて紹介します。

ぬくもりセンターはどんな施設？

健康増進・ボランティア活動をサポート！

町が実施する、離乳食講習会や高齢者への栄養指導などで使用している「栄養指導室」、ボランティア団体や福祉団体の活動に「ボランティアセンター」が利用されています。

大人数にも対応できる！

「多目的情報ホール」は、70人近い人数を収容できるホールです。各種福祉団体の会議や足腰しゃんしゃん教室などに活用しています。

また、音響設備やプロジェクターも完備されています。

リフレッシュにオススメ！

天然鉱石温浴施設「ぬくもりの湯」は、9種類の天然鉱石（活性石）で活性化されたミネラルウォーターを使った「温浴施設」です。

ぬくもりの湯については、次回紹介しますので楽しみに！

親子一緒に楽しく過ごせる！

「子育て支援センター」は、未就園の0歳児から4歳児の親子が集う場です。子育て中の親子と一緒に遊んだりお友達を作ったり、子育てに関する情報交換などができ、親子にとって交流の場となっています！

使用時間・休館日・使用方法

	休館日	使用時間	使用料
栄養指導室	土・日・祝日	9時～17時	無料
子育て支援センター	12月29日～1月3日	9時～17時	無料
多目的情報ホール	12月29日～1月3日	9時～21時	1時間500円
ボランティアセンター		9時～17時	無料

ぬくもりセンターの上記施設を使用する際は、申請が必要となります。詳しくは健康福祉課福祉・住民サービスグループまでお問い合わせください。

～お知らせ～

広報紙でも何度かお知らせしてきましたが、追分庁舎にある健康福祉課と建設課がぬくもりセンターへ移転しました。

移転後も取り扱う業務に変更はありません。詳細は広報あびら5月号7ページをご覧ください。

安平町ぬくもりセンター

場所 安平町追分中央1番地40

問合せ 健康福祉課 ☎2411



こんにちは 保健師です

(文・辻原宏枝保健師)

5月号では、妊婦さんの生活習慣病についてお話ししました。6月号は、赤ちゃんの生活習慣病についてお話ししましょう。

赤ちゃんでも生活習慣病になるの？

「生活習慣病」とは、適切でない生活習慣によって起こる病気のこと。赤ちゃんは、まだ生活の習慣が形成される前の段階ですが、食べることや体を動かすことの基本はこの時期から備わってきます。

赤ちゃんの運動

乳児期(生後12か月まで)の体格はカウプ指数^(※)という単位で計算します。標準値はありますが、この時期は標準値を超えても成人の肥満との因果関係はないと言われている。

います。しかし、体重が増え過ぎると体が重くてなかなか寝返りができなかつたり、うつ伏せで上半身を上げ、手で支えることが大変だったりと運動の発達に影響が出る場合があります。

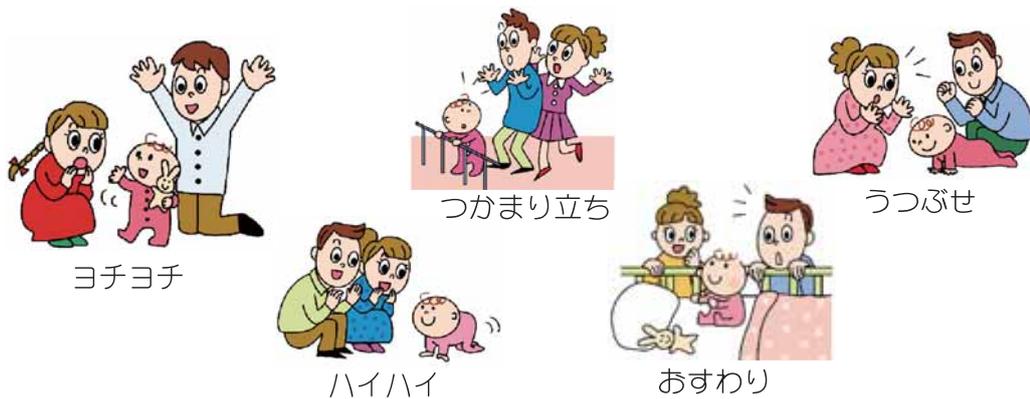
体が重くて自分で動くことが大変になると、ハイハイして動き回ることが少なくなり、歩き始めにはたいてい立ち、歩き始めるので、その差はあまり気付きません。しかし、ハイハイは腕や手、脚や背中の筋肉などからだ全体を協応させなければならぬ全身運動で、乳児期の大切な経験のひとつです。その後の体を動かすバランス感覚や手先の器用さに差が出るといわれています。

乳児期の運動経験はその後の運動に影響します。体を上手に動かせると楽しくなり、また動かします。その経験が多いと体を動かすことが好きになります。体を動かすことが好きになると、小学校に入ってから肥満も予防できます。

赤ちゃんが「楽しい」と感

じる体を使った遊びを積極的にやりましょう。

※カウプ指数とは
赤ちゃんの栄養状態や体格をみるときの参考にする指数のこと。



「食べる」とのはじまり



生まれたばかりは母乳やミルクを飲んでいる赤ちゃんも、6、7か月頃になると離乳食を開始します。ドロドロから始まり、徐々に形のあるものを食べるようになります。離乳食の食べ方には個性があるので、たくさん食べれば良いというわけではないからといって「おやつ」を与えるのはお勧めできません。「0歳から」と書いて市販されているおやつやジュースは、味が濃く、その味に慣れると手作りの離乳食やおやつを食べなくなってしまう。

大人でも生活習慣病の方には塩分や糖分を控えるようお話しさせていただいています。体が、体の臓器が小さい赤ちゃんは処理する力が未熟なので、もつと薄味を心がけることが

離乳食のステップ

- ゴックン期…10倍粥
- モグモグ期…7倍粥
- カミカミ期…5倍粥
- パクパク期…軟飯

必要です。この時期は調味料はほとんど使わず、野菜などの素材の味を感じさせてあげましょう。

からだを作るための栄養を取ることや病気を予防すること、肥満やむし歯の予防など、成長のために必要な「食事」の基本は離乳食から始まり、成長していく将来を見据えて、大人が必要なものを考えて与えてあげましょう。

離乳食講習会を開催しています

町では年に2回程度、離乳食講習会を開催しています。25ページで7月に開催する離乳食講習会のご案内を掲載していますので、ぜひご参加ください。

(健康福祉課健康推進グループ ☎2425)

55

追分高校です



命の大切さを学ぶ教室

4月22日、苫小牧警察署のご協力を得て、交通事故で愛娘を亡くされた北海道交通事故被害者の会・白倉裕美子さんをお迎えし、「命の大切さを学ぶ教室」が本校体育館で行われました。白倉さんは、亡くなられた愛娘・美紗さん（当時14歳）のお写真を手に、事故の概要から現在に至るまでの家族の思いや苦悩、そして生涯消えることない事故の影響力、我が子を突然失う悲



白倉裕美子さんによる講演

しみや喪失感についてお話をされ、その内容に涙を浮かべる生徒も多かったです。白倉さんは辛い気持ちを抑えながら、とても穏やかな口調ではありましたが、生徒や教職員にとっても強くその思いを訴えかけました。講演を聴いた一人ひとりが大きく心を動かされ、改めて命の尊さや大切さに気づく機会となり、最後に生徒と教職員で交通安全宣言を行い、交通規則の遵守と交通事故撲滅を再確認しました。

福祉教育始まる！

くぼつぼ苑・はーと苑で体験授業

追高では、地域社会に係わる体験的授業の一環として、今年度も高齢者施設での校外授業を実施しています。

町の協力を得て学ぶ場を提供していただき、4月に始まった授業では3年生がグループに分かれ、くぼつぼ苑とはーと苑を訪問。生徒たちは、年齢の異なる方たちとの直接の交流やふれあいを通じて、挨拶や礼儀マナーはもちろんのこと、様々な会話のやりとりから多くのことを学び、貴重な時間を過ごすことができました。また、高齢者施設訪問の



はーと苑での校外学習

他にも、追分公民館を訪れて車椅子を使った実習が行われ、しようがいのある方の視線や気持ちで物事を考える授業が展開されました。なお、福祉教育は、他の施設も訪問させていただき、9月まで複数回にわたって実施される予定です。

今後は、町内幼稚園や小学校運動会の運営サポートや赤いひまわり植栽ボランティアなど、学校外での活動も予定していますので、町中で活動している追高生を見かけましたら、励ましの声をかけていただけたら幸いです。

▼6月の行事予定

- 6日 教育実習（17日）
- 13日 リーダー研修
- 15日 赤いひまわり植栽ボランティア（予定）
- 17日 漢字検定
- 18日 追分幼稚園・早来小学校運動会運営サポート
- 23日 インターシップ①
- 27日 インターシップ②
- 29日 1・3年遠足
- 安平町立中学生のための学校説明会

▶皆様のご意見をお寄せください◀

北海道追分高等学校 (☎・FAX ☎ 2555)
〒059-1911 安平町追分本町7丁目8番地
ホームページで「追校の今」をご覧ください。
【<http://www.oiwake.hokkaido-c.ed.jp/>】

追高＝一人ひとりが主役の学校

追分高校は、少人数だからこそ、強い絆で結ばれた仲間と出会う、誰もが主役になれる学校です。

追分高校の教職員は、生徒一人ひとりをかけがえのない存在として認め、3年間かけて、自律した18歳に育て上げます。

追高＝一人ひとりを伸ばせる学校

皆さんに納めていただいた税金や国・道からの補助金などがどのように使われているのでしょうか。

地方自治法及び町条例の規定に基づき平成28年3月31日現在の一般会計の歳入・歳出予算の執行状況をお知らせします。

平成27年度下半期（10月～3月）

まちの財政状況

町有財産の状況

土地

- ① 17,997,229 m²
1人当たり 2,153 m²
- ② 17,979,204 m²
学校用地、山林 ほか

建物

- ① 131,804 m²
1人当たり 15.76 m²
- ② 131,876 m²
役場庁舎、町立学校 ほか

自動車

- ① 69 台
- ② 69 台
役場乗用車、バス、ダンプ ほか

積立金

- ① 43億4,150万円
1人当たり 519,256円
- ② 43億7,797万円
財政調整積立金 ほか

有価証券

- ① 1億6,766万円
1人当たり 20,053円
- ② 1億6,766万円
株券(北海道畜産公社 ほか)

出資金

- ① 2,105万円
1人当たり 2,518円
- ② 2,105万円
苫小牧広域森林組合 ほか

①は平成28年3月31日
②は平成27年9月30日
平成28年3月末の人口

8,361人

予算の執行状況

項目	歳 入		
	予算現額 (A)	収入済額 (B)	収入率 (B) ÷ (A)
町 税	14億8,182万円	15億1,305万円	102.1%
地方交付税	29億2,858万円	29億4,858万円	100.7%
使用料・手数料	2億3,157万円	2億1,435万円	92.6%
国庫支出金	6億5,093万円	4億7,958万円	73.7%
道支出金	4億7,545万円	3億2,831万円	69.1%
繰入金	1億2,828万円	0円	0.0%
諸収入	2億5,536万円	1億4,190万円	55.6%
町 債	6億7,173万円	0円	0.0%
その他(※1)	7億2,944万円	8億0,850万円	110.8%
歳入合計	75億5,316万円	64億3,427万円	85.2%

※1 その他は、地方譲与税、地方消費税交付金、地方特例交付金、分担金及び負担金などです。

項目	歳 出		
	予算現額 (A)	支出済額 (B)	執行率 (B) ÷ (A)
総務費	10億5,918万円	5億2,817万円	49.9%
民生費	11億5,300万円	8億7,930万円	76.3%
衛生費	3億2,495万円	3億0,194万円	92.9%
農林水産業費	4億0,034万円	3億3,600万円	83.9%
土木費	8億5,083万円	5億1,800万円	60.9%
消防費	3億7,100万円	3億6,917万円	99.5%
教育費	10億3,910万円	9億5,041万円	91.5%
公債費	9億8,558万円	9億8,554万円	100.0%
給与費	11億2,502万円	11億2,218万円	99.7%
その他(※2)	2億4,416万円	2億0,889万円	85.6%
歳出合計	75億5,316万円	61億9,960万円	82.1%

※2 その他は、議会費、労働費、商工費などです。

町債残高の状況

地方債は、家庭での「ローン」にあたるものです。

項目	現在高	比率	町民1人当たり
公営住宅建設事業債	14億1,562万円	15.0%	169,312円
過疎対策事業債	11億8,950万円	12.6%	142,267円
合併特例債	23億5,003万円	24.9%	281,070円
災害復旧事業債	57万円	0.0%	68円
減税補てん債	1億2,454万円	1.3%	14,895円
臨時財政対策費	35億1,869万円	37.4%	420,845円
その他(※3)	8億2,440万円	8.8%	98,601円
合 計	94億2,335万円	100.0%	1,127,058円

※3 その他は、一般公共事業債、一般単独事業債などです。

安平・厚真行政事務組合のページ

問合せ 安平・厚真行政事務組合 ☎ 3151・住民生活課 ☎ 2940

ルール違反のごみ…改善してから出しましょう



分別されていないごみや有料指定袋以外での排出等、間違った出し方をしている方には、正しく出し直すよう注意するために、左のような警告ラベルを貼っています。

ラベルが貼られた場合は、理由を確認し、ルールを守ってごみを出し直してください。

ラベルを貼る事例

<input type="checkbox"/> きちんと分別してください	⇒	正しく分別して、出してください。 (ラベルの余白部分に理由を記載しています。)
<input type="checkbox"/> 収集日が違います	⇒	収集日を確認し、正しい収集日に出してください。

警告ラベルを貼られるごみ袋…周囲の方々に迷惑がかかります。

財政状況

地方自治法の規定に基づいて、平成 28 年 3 月 31 日現在の安平・厚真行政事務組合会計の歳入歳出、財産、地方債の状況についてお知らせします。

予算の執行状況(平成 28 年 3 月 31 日現在) (単位:円)

歳入	予算現額	収入済額	収入率%	備考
分担金及び負担金	185,118,000	185,118,000	100.0	(内訳) 安平町:121,335千円、厚真町:63,783千円
使用料及び手数料	30,449,000	28,893,970	94.9	ごみ処理手数料、大型ごみ処理券、ごみ袋売払手数料等
財産収入	4,180,000	4,210,317	100.7	アルミ・スチール缶、鉄くず等売払等
繰入金	2,449,000	2,449,000	100.0	基金の取崩(高圧受電設備修繕、手すり等取付工事)
繰越金	716,000	716,424	100.1	26年度繰越金
諸収入	676,000	1,273,355	188.4	再商品合理化抛出品配当、ペットボトル有償入札抛出品配当等
歳入合計	223,588,000	222,661,066	99.6	

歳出	予算現額	支出済額	執行率%	備考
議会費	167,000	151,400	90.7	組合議会経費
総務費	23,552,000	22,970,474	97.5	事務局職員人件費、事務費等、組合監査委員経費
衛生費	191,604,000	178,230,171	93.0	ごみ処理委託、処理場維持管理費、苫小牧市広域負担金等
公債費	7,265,000	7,263,424	99.9	施設整備のため国などからの借入金の償還
予備費	1,000,000	0	0.0	
歳出合計	223,588,000	208,615,469	93.3	

地方債の状況

地方債とは、一定の基準を満たす事業の財源として、組合が国などから借り入れた長期的な借入金です。

区分	平成 28 年 3 月 31 日 現在残高
一般廃棄物処理事業債	
最終処分場適正閉鎖事業(H15～16)及びストックヤード施設整備事業(H21～22)の償還	37,835千円
合計	37,835千円

組合財産の状況

建物	2,264.12 m ²	塵芥(じんかい)処理場 洗車場汚水処理設備 ストックヤード(キャノピー) 有機物供給センター 保管庫
物品	車両 4台	公用車 ホイールローダー 油圧ショベル フォークリフト
基金	31,849千円	廃棄物処理施設整備基金

※物品は、購入金額 100 万円以上を記載しています。

高齢者向け給付金のお知らせ

安平町では平成 28 年度の「高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」を、6 月 20 日から申請の受付を開始します。

支給対象と思われる方へ 6 月中旬頃にご案内します

高齢者向け給付金とは

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援するために支給されるものです。

給付対象者 次の要件を全て満たす方が対象となります。

①平成 27 年 1 月 1 日時点で安平町に住民登録がある。

②平成 27 年度町民税（均等割）が課税されていない方。

（課税されている方の扶養親族等となっている場合や生活保護制度の被保護者の方は対象外となります。）

③昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた方。（平成 29 年 3 月 31 日までに 65 歳以上になる方）

給付額 給付対象者 1 人につき 30,000 円（平成 28 年度中 1 回のみ）

申請手続き 安平町では、6 月 20 日から 9 月 30 日までの期間で申請受付をします。

支給時期 申請受付日からおよそ 1 か月以内での支給を予定しています。

【ご注意】

申請時期や支給時期は、各市町村によって異なります。

この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。

●安平町や厚生労働省などが A T M（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

●安平町や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や生年月日等の個人情報照会することは、絶対にありません。

給付金に関するお知らせは、今後も広報等でお知らせします。

給付金に関する問合せ

健康福祉課福祉・住民サービスグループ ☎ 2411

65歳以上の方へ 平成28年度安平町介護保険料のお知らせ

安平町に納めていただく65歳以上の方の平成28年度の保険料についてお知らせします。

介護保険料は、40歳以上の方全員が被保険者となり、介護が必要となったとき、みんなで介護を支えるために納めるものです。なお、40歳から64歳以下の方は、現在加入されている健康保険等の医療保険の保険料と併せて介護保険料が徴収されますので、現在加入している健康保険等にお問い合わせください。

◆保険料の決め方◆

65歳以上の方の保険料については、前年度の本人及び世帯の課税や所得の状況に応じて9段階に分けられています。【平成28年度の介護保険料に改定はございません】

保険料段階	対象者	介護保険料 上段：年額 下段：月額
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者 世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方	27,000円 2,250円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	45,000円 3,750円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えた方	45,000円 3,750円
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	54,000円 4,500円
第5段階 基準額	本人が住民税非課税で世帯に住民税が課税されている世帯員がいる方	60,000円 5,000円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	72,000円 6,000円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	78,000円 6,500円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	90,000円 7,500円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上の方	102,000円 8,500円

※第1段階の保険料は低所得者軽減強化後の保険料となります。

※この保険料の段階に基づく平成28年度の保険料額は、納付書でお支払いの方は、6月（年金天引きの方は10月）に個別に通知します。

【保険料の納め方】

特別徴収の方（年金から天引きされている方）

→年金の支払い（年6回）の際にあらかじめ差し引かれます。

普通徴収の方

→6月に町から送付される納付書で納めていただきます。

納期内の納付にご協力をお願いします。

※納期内に納付が困難な場合は分割納付も可能ですので、ご相談ください。（納期限は右表のとおりです。）

期別	普通徴収（納付書の方） の納付期限
1期	6月30日(木)
2期	8月31日(水)
3期	10月31日(月)
4期	12月28日(水)

問合せ 健康福祉課国保・介護グループ ☎ 4555

平成 28 年度の保険料について

◆保険料率が変わりました

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成28・29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

均等割 (被保険者が等しく負担)	平成26・27年度 (年間) 51,472 円	➔	平成28・29年度 (年間) 49,809 円 (1,663 円減)
所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	平成26・27年度 10.52%	➔	平成28・29年度 10.51% (0.01 ポイント減)
賦課限度額 (1年間の保険料の上限額)	平成26・27年度 57 万円	➔	平成28・29年度 57 万円 (変更なし)

◆7月までに保険料額をお知らせします

平成28年度の保険料につきましては、7月までに個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの額】 49,809 円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成27年中の所得 - 33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 【限度額 57万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------	---	---	---	---------------------------------------

○1年間の保険料の上限額は57万円です。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※所得とは…前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

保険料のお支払い方法

保険料が年金から差し引かれている方は、申し出により口座振替に切り替えることができます。役場（税務課または健康福祉課）へお申し出ください。

※切り替わる時期は、申し出の時期によって異なります。

税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。

保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場税務課税務グループへご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

保険料の軽減

— 次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯		軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	⇒	9割軽減	年額 4,980円
33万円	⇒	8.5割軽減	年額 7,471円
33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)	⇒	5割軽減	年額 24,904円
33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)	⇒	2割軽減	年額 29,847円

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和26年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

被用者保険とは…協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険および国民健康保険組合は含まれません。

知っていますか？
ジェネリック医薬品



医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）と、ジェネリック（後発）医薬品があります。

ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口に「希望カード」を提示することで、お願いすることができます。

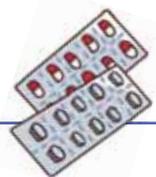
— 効き目・安全性 —

ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分を含み、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、必ず主治医や薬剤師に相談しましょう。

— 価格 —

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。



問 合 せ

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601

〔役場〕 税務課税務グループ ☎ 2513 / 健康福祉課国保・介護グループ ☎ 254555

スズメバチの巣を 作らせないために



5月から6月にかけて、スズメバチの女王バチは冬越しから目覚め、巣作りのために樹木へやってきます。

「昨年近所でスズメバチを見かけた」、「どこかに巣があったかもしれない」と思い出したら、今から巣づくりをさせないための処置をしましょう。

ペットボトルを使った巣づくりの予防対策～トラップの作り方～

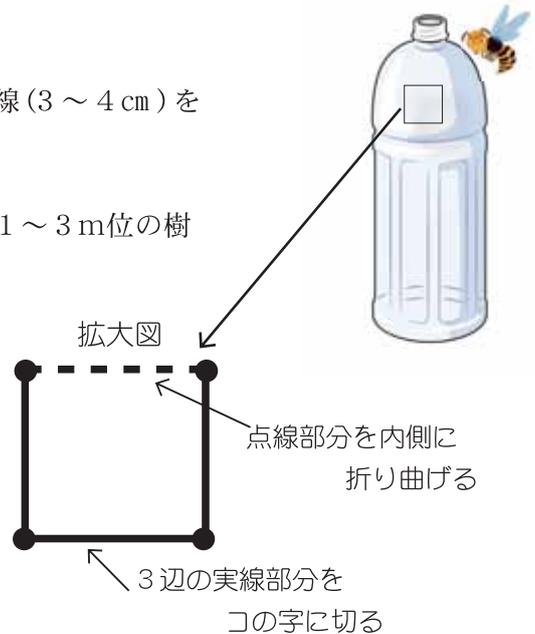
※ 1.5 または 2 リットルのペットボトルを用意

- (1) ペットボトルの下から 3分の2 程の高さの両側に実線 (3 ~ 4 cm) を書き口型に切り点線部分を内側に折り曲げます。
- (2) ペットボトルに誘引剤 (※) を入れ良く混ぜます。
- (3) ペットボトルの口部分にヒモまたは針金をつけて、1 ~ 3 m 位の樹木の高さに設置します。

【誘引剤の作り方】 (2 リットル用の分量)

用意するもの…焼酎 300ml、砂糖小さじ 3 杯程度
(焼酎の代わりに日本酒やオレンジジュースでも可)

作り方…ボトルに合わせた分量の焼酎と砂糖をペットボトルに入れ、よく混ぜる。



【設置の際の注意事項】

1. 吊るす場所は、人通りが少なく子どもの手が届かない場所、また、誘引剤の蒸発を防ぐ日陰などを選びましょう (以前にスズメバチが巣を作ったことがある場所などには効果的ですが、あまり捕まらない場合は場所を変えてみましょう)。
2. トラップの設置や撤去は、スズメバチが活動していない早朝か夜間に行ってください。
なお、設置の際にハチが寄ってくる場合もありますので、トラップを持ち運ぶときは蓋は設置してから開けましょう。

【取替・撤去の注意事項】

トラップ内に多くのハチが入ると、死がいの上で生きていたり、死んでいてもハチの針が刺さる場合がありますので注意しましょう。

広告欄

NPO 法人 ココ・カラ
ココロもカラダも幸せな時間

問合せ先
FAX: 0145-23-2474 (内番)
電話: 090-6261-7994 (前田)
メール: npo.cococala@gmail.com

みずほ館元気マーケットのご案内

日時: 6月11日 (土) 10:00から16:00
場所: みずほ館 (安平町早来瑞穂1211-1)
体験: アロマ&ハーブ講座・ヨガ講座・塩こうじ作り講座
エステ・マッサージ
販売: 手作り雑貨・パワーストーン・パン・お菓子・コーヒー

心身の癒しと、地域内外の方々と安平町で楽しく過ごすために、みなくるで行われていた「いやし会」がみずほ館で「ココ・カラ」と一緒にイベントを行います。

広告欄

あなたの
悩みに

すべての相談の相談料が
無料になりました。

コタエを
出します

相談予約
ダイヤル

0144-35-8373
平日 10:00~16:00 (12:00~13:00を除く)
土曜 10:00~13:00

札幌弁護士会 苫小牧法律相談センター

お知らせ

森林所有者の方へ

森林を所有する方で、次に該当する場合は届出が必要で
す。

①森林の土地を取得した方
売買や相続などで森林の土
地を新たに取得した場合、面
積の大小に関わらず森林の土
地の所有者届出が必要です。

ただし、届出が不要な場合
もありますので、詳しくは下
記にお問い合わせください。

届出対象者 新たに土地を取
得した個人・法人

届出期間 土地の所有者と
なった日から90日以内

必要書類 所有者届出書、土
地を取得したことがわかる書
類（登記事項証明書のコピー
または土地売買契約書など）、
土地の位置図

②森林の伐採を行う場合

地域森林計画の対象（※）
となつている森林の立木を伐
採する場合

※森林法により市町村森林計
画の対象となつている民有林
届出対象者 地域森林計画の

対象となつている森林の立木
を伐採する者

届出期間 伐採する30日前ま
でに届出

必要書類 伐採及び伐採後の
造林の届出書、伐採を行う場
所の地番等がわかる位置図
（地積図等）

届出先・問合せ 農林課土地
改良・林務グループ

☎2515

第2次狂犬病予防注射 の実施について

平成28年度の犬の登録及び
狂犬病予防注射を5月に実施
しましたが、都合等によりま
だ飼犬の注射が済んでいな
い場合は、左記日程の第2次
集団狂犬病予防注射をご利用
ください。

狂犬病予防注射は、毎年1
回受ける事が法律で義務づけ
られていますので、お忘れの
ないようお願いいたします。

日程 6月12日(日)（時間は下
表のとおり）

対象 生後91日以上
の犬

手数料 注射料3,110円
（注射済票込み）
登録料3,000円

◇注射は獣医師会が実施し、
注射済票をお渡しします。
（新規の犬のみ）

月日	時間	場所
6月12日(日)	9:00～9:20	遠浅消防会館前
	9:30～10:00	役場早来庁舎前
	10:10～10:30	安平消防会館前
	10:40～11:00	大井商店跡東側道路向 職員住宅広場
	11:05～11:35	役場追分庁舎前
	11:40～12:00	青葉会館前

※今回の予防注射は、往診は
行いませんので、右表の会場
までお越しください。
◇飼犬の登録・転入・転居・
死亡届は随時行っていますの
で、ご連絡ください。
問合せ 住民生活課住民生活
グループ ☎2940

乳児健康相談 離乳食講習会

左記の日程で、離乳食講習
会を開催します。参加を希望
する方は期日までにお申し込
みください。

日程 7月13日(水)

受付時間 9時30分～

場所 保健センター

対象 2か月～1歳6か月の
児と保護者

内容 離乳食講習会（10倍粥、
トマト寒天、すりつぶし豆腐、
魚のおろし煮、豆腐ハンバー
グ、クリーム煮、パンプデー
ング）、希望者は乳児相談、
栄養相談もあり

持ち物 母子手帳、エプロン

定員 10組

申込期日 7月1日(金)

※定員になり次第、受付を終
了します。

申込み・問合せ 健康福祉課
健康推進グループ ☎2425

今頃は2日間の
イベント開催となります！
町内外から出店者が集まります！

Raspberry
手作り2日間ショップ

手作りパンの販売
・ナチュラル系小物
・花柄系小物・洋服
・雑貨・和雑貨などの販売

開催日 平成28年6月11日(土)12日(日)
場所 「レストランしばらく」隣の店舗 1-2F 安平町早来大町112-2
時間 10:00～15:00
連絡先 安平町早来米町 水野 090-8901-9737
詳しくは「ラズベリーのブログ」又はInstagram/M.RASBERRYで検索

駐車場は店舗前と11:30～13:00以外のレストランしばらくの駐車場が利用出来ませんが他のお客様や近隣住人のご迷惑にならない様にご利用下さい

さくら鍼灸治療院 つらい痛みに！出張致します

★新メニュー 足つぼ 20分 1,500円～

施術時間・料金

30分	2,000円
40分	3,000円
60分	4,000円

予約制 ☎090-2873-0414
☎0145-22-2920

鍼灸治療は健康保険が使えます。
（※医師の同意書が必要です。）

安平町遠浅 65-1 (JR 遠浅駅徒歩1分)
営業時間 9:00～17:00 / 定休日 日曜日

広告欄

広告欄

太陽の園発達援助センター
巡回相談

お子さんの性格・社会性発達全般について相談ができません。

既に外来受診している方は対象となりません。

日時 8月3日(水)10時～15時

場所 発達支援センターはやきた(はやきた子ども園2階)

相談員 臨床心理士・作業療法士

申込期限 7月1日(金)

申込み・問合せ 教育委員会

子育て支援グループ

☎ 2083

バドミントン協会からのお知らせ
初級バドミントン教室を開催します。
参加は無料。期日までにお申し込みください。

日時 6/20、27、7/4 19時～21時

場所 安平小学校体育館

持ち物 バドミントンラケット、運動靴、タオル

締切 6月15日(水)

申込み 安平町バドミントン協会

米村 ☎ 090 - 2692 - 1704

林川 ☎ 090 - 9521 - 1688



知っていますか？

道の「苦情審査委員」制度

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

皆さん自身の利害に係わる苦情であれば、「苦情審査委員」に申立てができます。

皆さんに代わって、「苦情審査委員」が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し必要な調査等を行い、審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

もちろん個人情報の保護にも配慮します。

苦情申立窓口：「道政相談センター」(道庁)

「道政相談室」(総合振興局または振興局)

苦情申立書：リーフレットの「苦情申立書」をご利用ください。

(ホームページからもダウンロードできます。)

※【道ホームページ】トップページ[総合案内]の「道政相談等の窓口」をご覧ください。

申立方法：「苦情申立書」に必要な事項を記載し、提出してください。

(郵送、FAX、メール可)

問合せ 北海道総合政策部知事室道政相談センター ☎ 011 - 204 - 5523 (直通)

苫小牧市医師会休日当番実施医療機関 (診療時間9時～17時)

6月 (内科)			6月 (外科)		
12日	沖医院	旭町4 (32) 8870	12日	同樹会苫小牧病院	新中野町3 (36) 1221
19日	たかぎ内科・循環器内科	北栄町1 (53) 7700	19日	苫小牧日翔病院	矢代町2 (72) 7000
26日	うとないキッズクリニック	北栄町1 (53) 8080	26日	光洋いきいきクリニック	光洋町1 (71) 2700
7月 (内科)			7月 (外科)		
3日	桜木ファミリークリニック	桜木町2 (71) 2351	3日	メモリアル整形外科	花園町4 (74) 2111
10日	加藤胃腸科内科クリニック	緑町2 (35) 2125	10日	同樹会苫小牧病院	新中野町3 (36) 1221

苫小牧夜間休日急病センター

(苫小牧市旭町2丁目) ☎ 0144 (32) 0099

科 目 内科・小児科

診療時間 平日：19時～翌朝7時 土曜：14時～翌朝7時

日曜・祝日・年末年始(12/31～1/3)：9時～翌朝7時



戸籍の窓口から

※戸籍の窓口で掲載の確認ができた方を掲載しています。

○お誕生おめでとうございます

小林 蒼人ちゃん (男・正暢) 4/12 早来栄町
 渡邊 佑輝ちゃん (男・大輝) 4/28 追分若草
 南 愛洋ちゃん (女・正崇) 4/29 早来栄町
 有本 千隼ちゃん (男・周平) 5/1 遠浅
 有木 花帆ちゃん (女・和則) 5/16 安平

○お悔やみ申し上げます

田向 勇さん (92) 早来北進 4/22
 横澤 孝義さん (84) 早来大町 4/25
 大井 武さん (74) 早来大町 4/26
 伊藤 修二さん (87) 安平 5/2
 山崎 光夫さん (83) 遠浅 5/6
 今 玲子さん (81) 早来大町 5/8
 横山 政市さん (88) 早来大町 5/11
 小坂 俊扶さん (87) 早来富岡 5/14
 外崎 竹松さん (82) 追分緑が丘 5/15

○ご結婚おめでとうございます

{ 諏訪 裕嗣さん (早来北進)
 { 圓山 結さん (室蘭市)
 { 関口 幸治さん (早来栄町)
 { 箭内 和美さん (由仁町)
 { 一ノ渡 建太さん (追分中央)
 { 林 彩美さん (追分中央)

善意 (4月19日～5月20日受付分)

社会福祉協議会へ
 篤志寄付

- ・フリーマーケット連絡会
- ・あかね生き生きクラブ

「広報あびら5月号」点訳

- ・安平町点訳赤十字奉仕団

デイサービスセンターへ

車いす (1台)

- ・あかね生き生きクラブ

ふるさと納税 (4月の寄附件数)

安平町は、たくさんの方に応援いただいています。

●件数 1,041 件 (金額 13,235 千円)

マチの人口・世帯

総人口 8,375 人 (- 16)
 男性 4,159 人 (- 11)
 女性 4,216 人 (- 5)
 世帯数 4,280 世帯 (+ 3)
 <平成 28 年 5 月 31 日現在>

交通事故死

ゼロ運動

平成 28 年 5 月 31 日現在

229日

公営住宅・特公賃住宅・町営住宅の入居者募集は、広報笑顔 (スマイル) をご覧ください。

全国一斉「子どもの人権 110 番」強化週間

いじめ、虐待、インターネットを悪用したプライバシー侵害など、子どもの人権に関する悩みごとや心配ごとについて、法務局職員や人権擁護委員が相談時間を延長して相談に対応します。

相談は無料、秘密は守られます。

お気軽にご相談ください。

相談専用電話 ☎ 0120 - 007 - 110

相談時間 6月27日(月)～7月1日(金)

8時30分～19時

7月2日(土)・3日(日)

10時～17時

ーぬくもりの湯からのお知らせー

スタンプ2倍デーは

スタンプカードを忘れずに!

☆シルバーデー (毎週木曜日)

☆夫婦の日 (毎月22日)

☆風呂の日 (毎月26日)

6月25日・26日の露天風呂は「レモン風呂」です。

抽選会も開催します。ぜひお越しください。

【6月の休館日 14日・28日】

ぬくもりの湯 営業時間 11時～22時



ABIRA CHANNEL あびらチャンネル▶6月(16日～30日)の番組表◀

放送日時	放送予定	時間
6月16日(水)～ 6月30日(木) 毎日8時～20時	アビラのできごと 『ベタンク大会、中学校体育祭』ほか	25分
	突撃タハラの珍道中! 菜の花編	15分
	突撃タハラの珍道中! パレーポール編	15分
	あびらのちから 『町内で活動する団体を紹介』	5分
	(再) 体操教室&貯筋教室 vol. 6	15分
	サイエンスチャンネル	30分
	みんなで撃退! STOP! 特殊詐欺	10分
町からのお知らせ	5分	

(放送番組は予定を変更する場合があります。)

・放送時間枠が3時間から2時間へ!

※放送時間: 毎日8時～20時 (2時間1セットの番組を6回放送)

・「突撃タハラの珍道中!」の絶賛放送中!

※番組表は、あびらチャンネルデー夕放送「主なトピックス」に掲載!

★番組の更新 毎月1日、16日に更新

★あびらチャンネルはインターネットでも閲覧できますが、プライバシー保護のためURL及びQRコードを他に公表することのないよう、ご協力をお願いします。

★あびらチャンネルについては、総務課情報グループ

(☎2511) までご連絡ください。

あびらチャンネルのURLは紙面でご確認ください。

元気に 大きくな～れ!



高橋^{はな}杷那ちゃんとお母さんの好重さん
(早来北町)



佐藤^{そい}想唯ちゃんとお母さんのさやかさん
(安平)



田中^{かほ}花歩ちゃんとお父さんの貴憲さん
(早来大町)

CHILD & FATHER MOTHER

編集後記

5月最後の土日は両中学校の体育祭が行われ、カメラを持って取材に行ってきました!

私が取材に訪れたのは、追分中学校。これぞ3年連続の取材となりました。1年生だった子が3年生に。そう考えるとなんだか感慨深いです。

6月も、運動会を取材しに行きますので、皆さんご協力よろしくお願ひします。(誠)

新緑がまぶしく、運動をしていても気持ちいいものですね。かと思えば、日ごろパソコンとにらめっこをしている私の目の奥には、その緑が染みるように感じます。

夏はもうすぐですね。今年も、8月からアリーナでスケートを楽しむことができます。冬まで待てないという方は、ぜひ、足を運んでみてはいかがでしょうか。(光)

発行

安平町 企画編集／総務課情報グループ

☎059・1595

勇払郡安平町早来大町95番地 (☎0145②2511)